# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事業の実施に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

総合健診システムへの外部者のアクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

#### 評価実施機関名

千代田区長

#### 公表日

令和4年3月11日

## I 関連情報

1 ほりた 日 刊 1. 特定個人情報ファイル	しを取り扱う事務
_	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に定めのある健康診査、検診事業について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、以下のようにデータ入力、管理等を実施。 ①骨粗鬆症検診の受診者につき、測定値等のデータを総合健診システム(以下「システム」という)に入力・管理する。 ②区民歯科健診受診者につき、歯周疾患検診にかかる部分の結果データをシステムに入力・管理する。 ③健康診査事業として、40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人の健診受診者分の結果データをシステムに入力・管理する。 ④肝炎ウイルス検査受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。 ⑤がん検診受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。
③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイノ	L名
健康増進事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(実施する)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(主)</li><li>(</li></ul>
②法令上の根拠	○情報照会 ・番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 ・番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 ○情報提供 ・番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関におけ	る 担当部署
①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課法規担当 Tel. 5211-4138
8. 特定個人情報ファイノ	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	〒102-0073 千代田区九段北1-2-14 千代田保健所 健康推進課 健康推進係 Tel. 5211-8171

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	14年3月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和4年3月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	<b>(。</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[ ]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	- 〒(委託や情報提供ネットワーク	フシステムを通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ O ]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	<b>肖去</b>					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[〇] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>各</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

#### 変更簡所

変更問題			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月15日	Ⅱしきい値判断項目 取扱者 数	500人以上	500人未満	事前	入力誤りの訂正
平成29年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表第一の76項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別 表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 着令で定める事務を定める命令第54条		
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 西山裕之	健康推進課長 渡部ゆう	事後	
平成29年5月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 時点	平成27年3月1日時点	平成29年5月1日時点		
平成29年5月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り り 扱う事務②事務の概要	健康増進法に定めのある健康診査、検診事業について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、以下のようにデータ入力、管理等を実施。①骨粗鬆症検診の受診者につき、測定値等のプライを整合健診システム(以下「システム」という)に入力・管理する。②区民歯科健診受診者につき、歯周疾患検診にかかる部分の結果データをシステムに入力・管理する。③健康診査事業として、40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人の健診受診者分の結果データをシステムに入力・管理する。④肝炎ウイルス検査受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。	「原理理画法に定めいめの健康診査、快診事表について、個人情報ファイルを基に対象者を抽出し、以下のようにデータ入力、管理等を実施。 (1) 情報を検診の受診者につき、測定値等のデータを総合健診システム(以下「システム」という)に入力・管理する。 (2) 区民機制健診受診者につき、歯周疾患検診にかかる部分の結果データをシステムに入力・管理する。 (3) 健康診査事業として、40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人の健診受診者分の結果データをシステムに入力・管理する。 (4) 肝炎ウイルス検査受診者につき、結果データをシステムに入力・管理する。		
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)、中間サー バー、統合宛名管理システム	総合健診システム(健康かるて)	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 渡部ゆう	健康推進課長	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	千代田区政策経営部総務課文書、法規主査	千代田区政策経営部総務課法規担当	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 時点	平成29年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和4年3月11日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	務における特定個人情報ファイルの取り扱いに 当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人 のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし	千代田区は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のフライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	入力誤りの訂正
令和4年3月11日	表紙 公表日	(空欄)	R4.3.11	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	総合健診システム(健康かるて)	総合健診システム(健康かるで)、中間サー バー	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	骨密度測定会関係ファイル、区民歯科健診受診券ファイル、問診・記録票ファイル、肝炎ウイルス検査ファイル	健康増進事業情報ファイル	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(空欄)	○情報照会 ・番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第50条 ○情報提供 ・番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第50条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事前	